

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進

1 家庭の教育力の向上を目指して

(1) 現状と課題

- 平成18年度に改正された「教育基本法」の中で、第10条に「家庭教育」が新設され、子の教育についての第一義的責任は父母その他の保護者にあること、また、家庭教育において、必要な生活習慣や自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図るよう努めることが明記されています。そのため、本市では、平成25年3月に「始良市子育て基本条例」を制定し、家庭、学校、地域社会、事業者、市が一体となって子育てに取り組むことを推進しています。
- 家庭教育は、全ての教育の出発点であり、乳幼児期の親子の絆の形成、家族のふれあいを通じて基本的な生活習慣・生活能力・人に対する信頼感・豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、社会的なマナーなどを身に付ける上で、重要な役割を果たすものです。
- 地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学んだり助け合ったりする機会の減少など、子育てや家庭教育を支える地域環境が大きく変化しています。
- 家庭においては、子どもへの関わり方など、家庭教育の在り方に不安を抱いている保護者が見られることも課題となっています。そのため、本市では、平成25年度に幼児期から中学校期までの子育て期となる12年間で4つの年代期に区分した「始良市子育て手帳」を制作し、子どもをもつ全ての家庭に配布し、その手助けを行っていましたが、令和3年4月には、乳児期から高校期までのスパンを包含した内容に改訂し、同様に啓発しています。
- 全国学力・学習状況調査から、長時間にわたるテレビ・ゲーム等の視聴やスマートフォン等の使用など、基本的な生活習慣の確立に課題が見られます。
- 本市では、家庭教育推進事業や小・中学校、公立幼稚園で家庭教育学級を開設し、保護者に対する学習機会及び情報の提供を行っています。

(2) これからの施策の方向性

- 学校やPTA、事業所など、関係機関との連携を強化し、子どものしつけや基本的な生活習慣を家庭で身に付ける重要性の啓発に取り組めます。また、家族の関わりを深めるための取組を支援します。
- 家庭の教育力の向上を図るために、学校教育と社会教育の両面から施策を展開するとともに、家庭や地域との連携を深め、家庭、学校、地域社会、事業者、市が一体となった家庭教育支援体制を推進していきます。
- 家庭教育学級などの子育てに関する学習機会の更なる充実と改善を図ります。また、関係各部とも連携を深め、子育てなどに悩みを抱えている保護者への支援を充実します。
- 家庭学習の習慣化を図り、内容の充実を図るために、学校と連携した取組を進め、保護者に対して家庭学習の在り方等に関する啓発を進めていきます。

(3) 主な取組

- 家庭、学校、地域社会、事業者、市が連携し、地域全体で子どもを育てる体制づくりを確立し、安心して子育てができる環境を整えます。
- 「始良市子育て手帳」を活用し、「始良市子育て基本条例」の基本理念や子どものしつけ、基本的な生活習慣など、年齢期に応じた家庭教育の重要性について啓発していきます。
- 子どもたちの健やかな成長の基盤である家庭生活を充実させるために、小・中学校、公立幼稚園の全てで開設している家庭教育学級において、年齢期に応じた学習機会を充実するとともに子育ての悩みを相談する機会も提供します。
- 保健福祉部など関係部署と連携し、子育てサロンや親子ふれあい教室など保護者同士が子育てについて相談し合える環境を整えるとともに、子育てグループの活動を支援します。
- 保護者への家庭教育充実の啓発を図っていくために、各小・中学校において、家庭教育推進委員会等の設置を進めます。
- 小・中学生を子どもにもつ親が、家庭学習の進め方について共通の取組が進められるよう、「始良市家庭学習の手引き」の活用を図ります。
- 市教育フォーラムにおいて、中学校区ごとに家庭との連携事例の紹介や家庭教育の充実を目指した教育講演会を行います。

【具体的施策・事業等】

- 家庭教育推進事業
- 家庭教育学級の開設
- 「始良市子育て手帳」の改訂と活用
- 学力向上アクションプラン（学校、家庭、地域と連携した学力向上）
- 「始良市家庭学習の手引き」の作成・活用



家庭教育学級「子育てサロン」



家庭教育フェスティバル



始良市子育て手帳

2 幼児教育の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 核家族化・少子化、共働き家庭の増加、地域内の人間関係の希薄化など、子育てに関する不安感や負担感が増しています。そのような中で、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが求められています。
- 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、健康な体、正しい社会性、知的好奇心、正しい言語生活の導入、豊かな情操など、それぞれの芽生えを良い環境の中で、主体的な遊びを通してはぐくんでいくことが重要です。
- 現在の幼児教育における課題として、基本的な生活習慣の未定着、自制心や規範意識の希薄化、コミュニケーション力の低下、小学校生活への不適応、食生活の乱れ、体力の低下などが挙げられています。
- 各幼稚園や保育所（園）では、体験活動や遊びを中心にした活動など、特色ある教育活動に取り組んでいくことが求められます。

(2) これからの施策の方向性

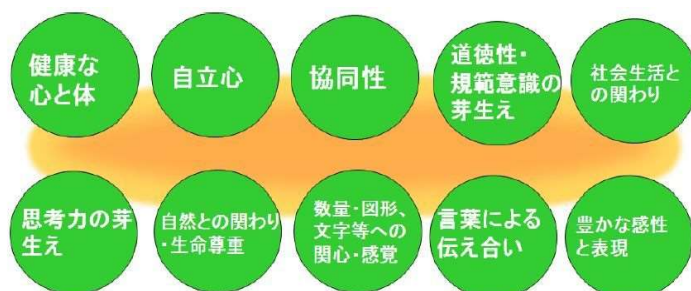
- 「始良市子育て基本条例」を踏まえ、幼児期からの子育てに関して、幼・保・小連携を推進するとともに、保護者に対する啓発活動にも努めていきます。
- 「後伸びする力」(生きる力の基礎)を育成するために、幼児教育の充実に向けて、発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育を推進していきます。
- 教職員の研修を通して、教諭や保育士等の資質向上に努め、保育の質を高めます。
- 幼稚園の「子育て支援センター」としての機能を充実させ、家庭や地域との連携を推進していきます。

(3) 主な取組

- 地域全体が協働で子どもをはぐくみ、安心・安全な子育て環境づくりに努めます。
- 「幼稚園教育要領*」における五領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）を調和的に位置付ける教育課程の編成と効果的な実施に努めます。
- 小学校入学までの幼児期にはぐくんでほしい「10の姿」（①健康な心と体・②自立心・③協同性・④道徳性・規範意識の芽生え・⑤社会生活との関わり・⑥思考力の芽生え・⑦自然との関わり・生命尊重・⑧数量・図形、文字等への関心・感覚・⑨言葉による伝え合い・⑩豊かな感性と表現）を明確にし、その育成に努めます。
- 子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園と小学校の円滑な接続のために、幼・小連携カリキュラムの開発と実践に努めます。併せて、幼児教育の学びの成果が小学校と共有されるよう工夫・改善を行います。
- 幼稚園、家庭、地域が連携し、地域の幼児教育支援センターとして、保護者同士が交流する機会の提供や子育て等の教育相談の実施に努めます。
- 幼稚園への就園を奨励する環境を整えます。

【具体的施策・事業等】

- 幼・保・小連携研修会
- 幼稚園長研修会
- 幼稚園教諭等研修会



「10の姿」

3 道徳教育の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 自他共に暮らしやすい社会をつくるために、郷土愛をもち、公共の心を大切にしながら自立した人づくりが重視されています。
- 自制心や規範意識の希薄化、基本的な生活習慣の確立が不十分であることなど、子どもたちの心の成長に関わる課題は、少なくない状況です。
- 小・中学校においては、全教育活動を通じて児童生徒の道徳性を涵養するために、道徳科の時間の学習を生かした道徳教育の充実に努めています。
- 児童生徒の道徳性は、生活に根ざしたものであることから、学校、家庭、地域の三者連携による道徳教育の推進に努める必要があります。

(2) これからの施策の方向性

- 道徳教育の要となる「道徳科」に関する研修の場を設定して、具体的な指導方法について理解を深めていきます。
- 発達の段階、児童生徒の実態を踏まえ、教育活動全体での道徳教育の充実を図るとともに、児童生徒の道徳的実践力をはぐくむ道徳科の授業の充実を図ります。
- 道徳的実践の場としての体験活動を充実させるとともに、体験活動のもつ良さを道徳性の育成に生かしていきます。
- 幼児期から発達の段階に応じて、道徳性を育成することの重要性を学校、家庭、地域が共有し、市全体で子どもたちのために連携を深めていきます。
- 一人一人を大切にされた学級経営を展開することにより、児童生徒の自尊感情を高め、自他を大切にすることをはぐくみ自己実現を目指す学級集団をつくりまします。

(3) 主な取組

- 道徳教育推進のための「道徳科指導法研修会」や「道徳教育推進教師*研修会」を実施し、道徳教育の中核となる道徳科を充実させ、各学校において道徳教育の全体計画や年間指導計画を作成し、道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制の確立を図ります。
- 道徳科において、児童生徒の実態に応じた資料や郷土教育資料*、「始良市心をつなぐ物語」などの多様な資料の活用、本市にゆかりのある児童文学作家・椋鳩十の書籍を素材とした、人としての生き方在り方を考える資料の作成に取り組みまします。
- 道徳性を高める学級経営の在り方に関する研修会を実施し、教員の学級経営力を高め、児童生徒の自尊感情をはぐくみ、人間関係調整力の向上を図ります。
- 道徳教育研究協力校やモラリティ・インプルーブメント実践発表校を指定し、継続的な研究・実践を推進し、その成果を広く学校・市民に公表し、道徳性をはぐくむ教育活動の質の向上と理解・協力を促します。
- 豊かな心を育成するために、道徳的実践の場として、総合的な学習の時間や特別活動、ボランティア活動などにおける体験を通じた学習を充実させまします。
- 家庭・地域へも道徳教育の大切さを啓発し、道徳性の向上を図るためのモラリティ・インプルーブメントミーティングを開催し、提言や啓発ポスターなどを作成し、市全体で協働による取組を推進まします。

【具体的施策・事業等】

- モラリティ・インプルーブメント（道徳性の向上）推進事業*
 - ・ モラリティ・インプルーブメントミーティング*の開催
 - ・ モラリティ・インプルーブメント実践発表
 - ・ 道徳科指導法開発委員会
 - ・ 道徳教育推進教師研修会
 - ・ 学級経営研修会
- 道徳教育研究協力校の指定

4 生徒指導の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 近年、スマートフォン・携帯電話やパソコン等をはじめとする情報分野における著しい進展や親や教師以外の地域の大人との交流や異年齢の子どもとの交流の場の減少等に伴い、子ども間の連帯感が希薄化し、人間関係に一度つまずくと、関係を修復できずに孤立する傾向が見られます。
- 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、本市においては、暴力行為は見られないものの、毎年度、いじめの認知件数は確認されます。これらに対しては、早期発見や初期対応に努め、的確に対応しています。また、不登校の状態にある児童生徒数も年々微増傾向の状況にあり、不登校の状態の長期化や適応指導教室への通室者が増加する傾向が見られます。
- 一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導・援助するとともに、時代の変化にも対応しながら、発達の段階に応じた生徒指導を進める必要があります。

(2) これからの施策の方向性

- 子ども一人一人が個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高められるよう、児童生徒に自己存在感を与え、共感的な人間関係を育成し、自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助できる生徒指導体制を推進します。
- 児童生徒の発達に即し、好ましい人間関係を育て、生活への適応、自己理解の深化、人格の成長を援助するために、教育相談体制の充実に努めます。
- 他者との支え合いや学び合いの実現、我慢する力や努力する力など、自我の成長に必要な耐性の育成、他者とより良く関わる力の体得等のための環境を整えます。
- 不登校の状態にある児童生徒の学校生活への段階的な適応を図る体制を整備します。
- 児童生徒の抱える課題や問題行動等への対応を通し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー*等の専門家や関係機関と協働して、問題解決のために相互支援をする環境を整えます。
- いじめの問題に対しては、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、「始良市いじめ防止基本方針」や「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止や適切な初期対応に努めます。

(3) 主な取組

- 生徒指導に関する実践的な研修会を実施し、教職員の生徒指導能力の向上を図ります。
- 生徒指導体制の確立を図るために、学校間や校種間、保護者や関係機関との連携を深めます。
- 児童生徒の悩みへの相談対応や、いじめ・不登校や問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応を図るために、始良市子ども相談支援センター（通称：「あいびあ」）を窓口として対応したり、場合によってはスクールカウンセラーを派遣したりします。また、必要に応じて緊急的な支援が必要な場合にはスクランブルカウンセリングを行います。
- 課題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぐとともに、児童生徒の悩みや抱えている課題の解決に向けて支援するために、スクールソーシャルワーカーを派遣します。
- 不登校の状態にある児童生徒の自我の確立及び集団生活への適応力の向上を図り、学校への復帰を支援するために、適応指導教室等での体験活動や相談活動を実施します。
- いじめの問題に対しては、無記名アンケート調査や個別面談等を実施し、児童生徒の状況を把握するとともに、いじめの訴えがあった場合には本人や保護者の心情を最大限に汲み取り、迅速かつ誠意ある初期対応に努めます。
- 各学校においては、「チーム学校」として教職員が情報を共有し、組織的に具体的な対応に努めます。

【具体的施策・事業等】

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ○ 生徒指導主任等研修会 | ○ スクールカウンセラー配置事業 |
| ○ スクールソーシャルワーカー配置事業 | ○ スクランブルカウンセリング事業 |
| ○ スクーリングサポート事業 | |

5 人権教育の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 人権教育においては、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようになることが市民一人一人に求められます。
- 人権教育の推進に当たっては、市民一人一人が、あらゆる学習機会を通じて、人権の大切さを認識し、日常生活の様々な場面において実践に結び付け、人権尊重の意識を高めていくことが大切です。
- 人権教育は、全ての教育の基本であり、教育活動全体を通じて児童生徒の発達段階に応じ、創意工夫して取り組む必要があります。各学校では、人権教育の視点に立った授業の展開に取り組んでいます。
- 家庭教育学級や成人学級等で人権教育に関する学習機会の提供を行っています。しかし、その学習内容が生活に根ざした人権感覚の育成につながっていない現状があります。
- 児童生徒の人権尊重の理解が行動まで結び付かない状況が見られることもあることから、人権教育学習を更に充実させていく必要があります。
- 人権教育における研修会の充実を図るために、様々な人権課題を踏まえた内容の設定や研修形態の工夫などを行う必要があります。

(2) これからの施策の方向性

- 人権感覚の高揚を図るために、学校、家庭、地域等において人権教育の充実を図ります。
- 様々な人権問題について家庭教育学級や成人学級等の学習機会の充実を努め、人権が身近な問題であるとの認識を広め、お互いを尊重し合える地域社会づくりを目指します。
- 積極的に学習情報の提供や啓発活動を行い、地域や家庭における人権意識を高めていきます。
- 一人一人の人権が守られ、生き生きと生活することができるようにするために、児童生徒の人権尊重精神の高揚を図ります。
- 教職員の人権意識の高揚と資質向上に努めるとともに、人権教育に関わる多様な指導方法をもって展開する研修に取り組めます。

(3) 主な取組

- 人権課題に対する正しい理解と認識を深める研修会や人権教育の視点に立った授業の展開などを通して、人権教育の充実を努めます。
- 教科指導や生徒指導等、人権教育の視点に立った学校づくりを進めます。
- 各教科等の指導において、児童生徒一人一人が人権の大切さを実感できるように、学習内容や指導方法の工夫、個に応じた手立て等を充実させます。
- 各人権課題に応じた研修を実施し、教職員の意識の高揚や指導者としての資質の向上に努めます。また、協働・体験型の研修を行うなど研修会の工夫に努めます。
- 家庭教育学級や成人学級等において、人権課題に関する学習の機会を設定するとともに、その内容の充実を努めます。
- 家庭教育学級や成人学級等においては、主体的・能動的に参加できる学習プログラムの開発や参加体験型学習を導入するなど、学習意欲を高める内容や方法の工夫を図っていきます。
- 社会教育関係団体に対する講演会や研修会など、あらゆる学習機会において、人権教育の啓発を図っていきます。

【具体的施策・事業等】

- 人権教育に係る各種研修会の実施
- 人権教育に係る校内研修会の充実（外部講師の招聘）
- 外部研修会への計画的な派遣

6 体験活動、文化活動の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 郷土に誇りと愛着をもち、将来を担う青少年の健全育成を目的に、「あいら未来特使団事業」、「AIRAふるさと学寮」、「AIRAふるさとチャレンジャー」、「ムーミン講座」など様々な体験活動を行っています。
- 子どもたちに生の優れた芸術（音楽・演劇等）を鑑賞する機会を提供し、豊かな情操の涵養に資するために芸術鑑賞事業を実施しています。
- 芸術文化活動に親しみ、音楽を愛する心情を培い、心豊かな青少年を育成することを目的に、市立少年少女合唱団を結成しています。
- 子ども会育成連絡協議会と連携し、縦のつながりや他の学校の子どもたちとの交流を図ることを目的に、交流大会やインリーダー研修等を実施しています。
- 各学校では、各教科等の特質に応じて教育課程を編成し、豊かな自然や地域の伝統文化を生かして、社会奉仕活動や自然体験活動、勤労生産体験活動等、多様な体験活動を実施しています。
- 各学校では、豊かな心や感動する心などを育成するために、児童生徒の文化活動を推進しています。
- 地域での体験活動にあっては、新規転入者の増加による地域とのつながりの希薄化や児童生徒の多忙化（習い事、部活動、スポーツ少年団活動等）から、地域活動への参加者の減少が見られます。

(2) これからの施策の方向性

- 地域の豊かな自然や伝統文化を生かした郷土色あふれる体験活動を展開する中で、青少年リーダー及び指導者の育成や先導役となる人材の発掘に努めます。
- 子どもたちがより多くの芸術文化に触れ親しめるよう、文化振興機関との連携を図りながら、青少年芸術鑑賞機会の拡充に努めます。
- 子ども会やジュニア・リーダークラブ等、現存の青少年団体活動を積極的に支援するとともに、校区コミュニティ協議会等関係団体と連携し、地域の活性化と連動した活動プログラムの企画立案を図ります。
- 学校における多様な体験学習（環境教育、情報教育、国際理解教育、消費者教育、福祉教育、ボランティア活動等）の充実に努めます。
- 本市の特色を生かした体験活動・文化活動の教育課程への位置付けと、体験活動・文化活動の指導の工夫・改善に努めます。

(3) 主な取組

- 将来を担うたくましい青少年のリーダーを養成することを目的に、青少年国内派遣事業「あいら未来特使団事業」を実施します。
- 親元を離れての共同宿泊生活や集団登下校を体験し、自立心の涵養や仲間づくりに資することを目的にした「AIRAふるさと学寮」を実施します。
- 様々な体験を通して、協調性、自主性、積極性を養うとともに、郷土に誇りと愛着をもたせることを目的に、「AIRAふるさとチャレンジャー」「ムーミン講座」を実施します。
- 文化振興機関と連携し、優れた芸術文化（音楽、演劇等）を小・中学生に触れさせることを目的にした「市町村による青少年劇場」、「青少年芸術鑑賞事業」、「小学校訪問演奏会」を実施します。

- 市立少年少女合唱団の運営支援をはじめ、子ども会、ジュニア・リーダークラブ等、社会教育関係団体への活動補助を行うことにより、地域社会における教育力の向上と地域ぐるみの活動の充実を図ります。
- 学校において、体系的・継続的に体験活動を実施するために、各教科等の特質に応じた教育課程の編成し、地域・家庭と連携・協働して、体験を伴う学習活動の充実を図ります。
- 市小・中学校合同音楽会や図画作品コンクール、作文コンクール等、教科学習と関連した活動の充実を図ります。
- 学校行事等において、地域の伝統行事への参加や鑑賞の機会の促進を図ります。

【具体的施策・事業等】

- 青少年育成事業の充実
 - ・ あいら未来特使団事業
 - ・ A I R Aふるさと学寮
 - ・ 青少年芸術鑑賞事業
 - ・ 市立少年少女合唱団
- 各教科等の特質に応じた教育課程の編成
- S S V C + 事業
 - ・ A I R Aふるさとチャレンジャー
 - ・ ムーミン講座
 - ・ 市町村による青少年劇場
 - ・ 小学校訪問演奏会



あいら未来特使団事業「縄文杉登山」



A I R Aふるさとチャレンジャー「干潟学習」



A I R Aふるさと学寮「夕食づくり」



ムーミン講座「和太鼓」

7 読書活動の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 読書活動は、児童生徒の豊かな感性をはぐくむとともに知識や言語力を豊富にし創造性を育成する上で、大切な教育活動です。また、生涯学習時代において新たな技術や知識・教養の習得のため、情報化時代に対応した図書館の整備充実を図り、市民の読書環境を整えていくことが大切です。
- 鹿児島県において、平成30年12月に「第4次鹿児島県子ども読書活動推進計画」が策定され、読書活動を推進しており、本市においても学校や図書館等が取り組む、児童生徒の読書に触れる機会が多くなっています。
- 各学校における児童生徒の1か月の読書量は、全国平均を上回っていますが、学年が進むに従って個人差が顕著になります。
- ブックスタートやおはなし会、出前読み聞かせの実施により、乳幼児期から本に触れ合う機会を設け、家庭や地域における読書活動の充実を図る環境を整備しています。
- 急速な時代の変化や、情報化社会の流れを捉え、学習指導要領に対応した資料の収集・提供、また、教育課程に関連付けた事業の実施を行う必要性があります。

(2) これからの施策の方向性

- 「始良市子ども読書活動推進計画*」に基づき、子どもの読書活動を総合的・体系的に進めていきます。
- 読書活動の充実を図るために、家庭、学校、地域社会、事業者、市が連携し、市全体での取組を推進します。
- 公立図書館や椋鳩十文学記念館等の読書に親しむ施設と学校との協働体制を整え、児童生徒が読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実を図ります。
- 学校図書館と公立図書館との連携を深め、読書環境の整備に努めます。

(3) 主な取組

- 読書活動推進に向けて啓発活動を行い、児童生徒の読書活動推進に努めます。
- 読書意欲を高めるために、個に応じた手立ての工夫や学校図書館の環境の充実に努めます。
- 公立図書館や椋鳩十文学記念館との協働体制により、学校における読書指導の支援及び読み聞かせ、親子読書ボランティア等の人材育成及び団体活動の支援を行います。
- 学校図書館協議会など関係団体との連携を図り、組織的な図書館整備と読書指導の充実に努めます

【具体的施策・事業等】

- 椋鳩十読書感想文コンクール
- 親子読書会の支援
- 読書量調査
- ブックスタート
- 出前読み聞かせ
- 夏休み図書館講座
- 図書館見学などの事業(職場体験学習、図書館1日司書体験)
- 子ども読書活動推進事業「ものがたりレシピをいただきます」の実施

8 食育の推進を目指して

(1) 現状と課題

- 偏った栄養摂取や朝食の欠食など食習慣の乱れが、依然として見受けられます。また、箸の使い方や食事のマナー等がきちんと身に付いているとは言えない状況もあります。
- 毎年1月に実施している「鹿児島をまるごと味わう学校給食週間*」において、全小・中学校で、地場産物の食材を活用する学校給食を実施しています。
- 全小・中学校で栄養教諭等が「食に関する指導」を実施しています。
- 家庭や学校給食から発生する食品ロスの削減に向けた取組を推進するため、個人の意識向上や環境整備を図っていくことが必要です。

(2) これからの施策の方向性

- 学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るとともに、学校全体で組織的に食育の推進に取り組みます。
- 子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解を深めるため、献立内容の充実を図ります。
- 地場産物や国産食材の活用及び我が国の伝統的な食文化についての理解を深める給食の普及・定着等の取組を推進します。
- 学校における食育を効果的に推進するために、学校、家庭、地域の連携を促進するとともに、幼稚園、小学校、中学校相互の関連を図り一貫した指導を推進します。
- 学校給食から発生する食品ロスの現状を把握するとともに、栄養教諭を中心として食品ロス削減に向けた取組を推進します。

(3) 主な取組

- 学校における食育については、食に関する指導の全体計画や年間指導計画を作成し、学校教育活動全体を通じた「食に関する指導」を推進します。
- 栄養教諭が中心となって、学校給食を活用しながら、朝食を含めた食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化などの理解に努めます。
- 学校給食において、安心・安全な食材の使用や地場産物、国産食材の積極的な活用を推進するために、関係機関と連携を図ります。
- 家庭における食育を充実するために、児童生徒の食生活等に関する情報を家庭へ提供し啓発に努めます。また、PTAや家庭教育学級等で食育や食品ロス削減の意識向上の推進に努めます。

【具体的施策・事業等】

- 栄養教諭等の資質向上
 - ・教科等部会給食部会
 - ・学校給食調理従事者等スキルアップ研修会
- 食育推進校の指定
- 「心をはぐくむ食育講演会」の開催
- 学校と家庭や地域社会との連携促進
 - ・「早寝・早起き・朝ごはん」国民運動、情報提供、交流給食、食品ロス削減に取り組む団体等による出前講座の活用等
- 児童生徒の食生活等に関する実態調査の実施

9 体力・運動能力の向上を目指して

(1) 現状と課題

- 児童生徒の体力は全国的に上昇傾向にありましたが、「授業以外の運動時間の減少」や「スクリーンタイム*の増加」等により、令和元年度には低下に転じ、児童生徒の体力がピークとされる昭和60年に比べると依然として低い水準にあります。また、積極的に運動する子どもとそうでない子どもとの二極化が見られます。
- 本市の児童生徒の体力は、国・県平均に比べやや劣っており、特に、長座体前屈や反復横跳びなどの柔軟性や敏捷性の落ち込みが見られます。
- 学習指導要領では、心と体を一体として捉え、生涯にわたる心身の健康の保持増進や豊かなスポーツライフの実現が重視されています。
- 平成23年に制定された「スポーツ基本法」において、学校における体育の充実が明文化されています。

(2) これからの施策の方向性

- 小・中学校の学習指導要領体育科・保健体育科改訂の趣旨を踏まえ、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育成し、体力の向上を図ります。
- 体力・運動能力調査などの結果を活用することにより、児童生徒の体力・運動能力向上を図ります。
- 教職員を対象とした学習指導要領の趣旨を踏まえた体育科・保健体育科指導についての講義及び実技指導研修会を実施し、教職員の資質向上を図ります。
- 地域人材の活用等をとおして、魅力ある部活動づくりに努めます。
- 児童生徒、保護者等へ体力の重要性を理解させるとともに、体力向上に関する意識の高揚を図ります。

(3) 主な取組

- 運動に興味・関心をもち、意欲的に運動に取り組む児童生徒を育成するために、体力向上研究校の指定や体育主任研修会、体育実技研修会を開催し、体育指導法の研究などを通して教職員の資質向上を図ります。
- 「一校一運動」の実践や外遊びの奨励、「体力アップ！チャレンジかごしま*」への参加促進など児童生徒が運動する機会を増やす取組を推進します。
- 各学校で体力・運動能力調査の結果を分析し、体力向上についての全体計画の作成等を通して、体力向上の取組を推進します。
- 体力テストの個票作成・配布のため、体力ナビ等の活用を推進し、児童生徒や保護者等の体力向上に関する意識の高揚を図ります。
- スポーツ少年団等への加入を促進し、学校、家庭、地域が連携した体力づくりの取組を推進します。

【具体的施策・事業等】

- 教職員の資質向上
 - ・ 体力向上研究協力校の指定
 - ・ 体育主任研修会、体育実技研修会の開催
 - ・ 水泳記録会、陸上記録会の開催
- 体力・気力アップ始良っ子育成プラン
 - ・ 体力・運動能力調査の実施及び体力ナビの活用
 - ・ かごしまの子ども体力向上プログラムの活用
 - ・ 「体力アップ！チャレンジかごしま」への参加促進
 - ・ 体力向上強調期間の設定
 - ・ 部活動指導員派遣推進事業
 - ・ 一校一運動の推進及び外遊びの奨励
 - ・ スポーツ少年団等への加入促進

10 健康教育の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 学校保健安全法では、①養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な保健指導を行うこと、②地域の医療機関等と連携を図りながら健康相談・保健指導を行うこと、③学校の環境衛生水準を確保することが重要視されています。
- 学校保健安全法に基づく健康診断等を実施し、児童生徒及び教職員の健康管理と保健指導を行っていますが、生活習慣の乱れ、感染症、アレルギー疾患の増加等、健康に関する課題が多様化しており、現状に則した指導の充実が必要です。
- 児童生徒が生涯にわたって健康的なライフスタイルを確立できるよう、健康保持に必要な知識、能力等を身に付けるための健康教育の充実が必要です。
- 多様化する児童生徒の健康課題の解決には、社会全体で取り組むことが必要であり、学校、家庭、地域、関係機関等との連携が必要です。

(2) これからの施策の方向性

- 各学校においては学校保健計画を作成し、具体的な計画に基づき、保健教育や保健管理、学校保健委員会等の組織活動の充実に努めます。
- 様々な児童生徒の健康課題（歯・口の健康、食生活、感染症、アレルギー疾患等）に対応するために、学校においては教職員が一体となって学校保健を推進する組織体制を整え、学校保健会や医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所等との連携に努めます。
- 感染症については、児童生徒が感染症を正しく理解し、健康で安全な生活を送れるよう、指導の充実に努めます。
- 児童生徒の心身の状況を把握するために、養護教諭と学級担任等が連携した健康相談や健康状態の日常的な観察（健康観察）に努めます。
- 市学校保健会と連携した学校保健の充実に努めます。

(3) 主な取組

- 医師会及び関係機関等と連携し、児童生徒及び教職員を対象とした健康診断等を実施し、健康教育を推進します。また、小学校入学予定の幼児を対象とした就学時健康診断を実施し、健康上の課題や健康管理について保護者の認識と関心を深めます。
- 現代的な健康課題に対応するために、学校医や関係機関等と連携を図り「命のふれあい教室」、「薬物乱用防止教室」等を実施し、児童生徒の健康教育の充実に努めます。
- 換気や手洗い、マスクの着用、咳エチケットなどの感染症対策について、保健の授業等を通じた指導の充実に努めます。
- 学校における健康の問題を研究協議し、健康づくりを推進する学校保健委員会を計画的かつ積極的に開催し、健康課題の解決に努めます。
- 救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動等の各種研修会を開催し、養護教諭等の資質向上に取り組みます。

【具体的施策・事業等】

- 学校健診事業
- 就学時健康診断事業
- 関係機関等との連携
 - ・ 命のふれあい教室
 - ・ 薬物乱用防止教室
- 養護教諭等の資質向上並びに学校保健の充実
 - ・ 教科等部会養護教諭研修会
 - ・ 学校保健会
 - ・ 学校保健委員会

4章－1 計画期間の取組構造図

基本方針	重点施策・目標	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
① 家庭の教育力の向上 ～家庭は教育の出発点～	◇学力向上アクションプラン推進事業 ◇家庭学習の手引きの作成・活用 ◇市教育フォーラム ◇家庭教育学級の開設	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□
② 幼児教育の充実 ～人格形成の基礎～	◇幼・保・小連携研修会の開催 ◇幼稚園長研修会の開催	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□
③ 道徳教育の充実 ～協働による 道徳性の育成～	◇モラリティ・インクルーブメント推進事業	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□
④ 生徒指導の充実 ～自己指導能力の育成～	◇スクールカウンセラー配置事業 ◇スクール・ソーシャル・ワーカー配置事業 ◇スクーリングサポート推進事業	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□
⑤ 人権教育の充実 ～人権意識の高揚～	◇校内研修会の充実 ◇人権教育研修会の開催	→□ →□ →□ →□ →□	→○ →○ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□
⑥ 体験活動、 文化活動の充実 ～豊かな心、感動する 心の育成～	◇研究指定校事業 ◇あいら未来特使団事業の実施 ◇青少年育成事業の充実 ◇青少年芸術鑑賞事業の実施	→○ →○ →○ →○ →○	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□
⑦ 読書活動の充実 ～広げます、読書の輪～	◇棕鳩十読書感想文コンクール ◇親子読書会の育成 ◇読書量実態調査 ◇子ども読書活動推進事業の実施	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□
⑧ 食育の推進 ～食は生きる力の糧～	◇体健やか食育推進事業の充実 ◇学校給食関係者の研修会の開催	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□
⑨ 体力・運動能力の向上 ～体力は活動の源～	◇体力テスト：県・国平均クリア ◇体力向上研究公開 ◇体育主任研修会、体育実技研修会の開催 ◇体力アップ！チャレンジ鹿児島島の推進	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →○ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□
⑩ 健康教育の充実 ～命の輝きをはぐくむ 健康教育～	◇就学時健康診断事業 ◇学校健診事業 ◇養護教諭等の資質向上 ◇学校保健会の充実	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□

◎大目標：重点目標を達成する年度
○小目標：重点目標に至る段階的な年度
□継続：充実、改善を図りながら取り組む年度

Ⅱ 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力をはぐくむ教育の推進

1 確かな学力の定着を目指して

(1) 現状と課題

- 「全国学力・学習状況調査」や「鹿児島学習定着度調査」では、調査対象の全学年・全教科で全国や県の平均を上回っています。
- 学力向上アクションプラン推進会議を開催し、中学校区ごとに小・中連携を通じた学力向上の共通した取組を推進しています。
- 小・中学校においては、「確かな学力」の定着を目指し、授業の充実、個に応じた指導の充実、家庭学習の充実への取組を推進しています。
- 小・中学校において、市の共通実践事項である「学習の構えの確立」「学習環境の整備」「家庭学習の習慣化」に意欲的に取り組んでいます。
- 学校、家庭、地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てていく市全体のシステムの構築を推進していきます。

(2) これからの施策の方向性

- 一人一人の児童生徒の確かな学力の定着のために、「質の高い完結する授業」の実現を目指します。
- 全ての教科で言語活動の充実を図り、国語力の向上を図るとともに、思考力・判断力・表現力の育成を目指します。
- 中学校区ごとの小・中連携による教育の在り方を研究しながら、学校、家庭、地域が一体となった学力向上等の取組を推進します。
- 学力向上を支える家庭の教育力向上を図るために、小・中連携による「始良市家庭学習の手引き」の作成・活用を進めます。
- 市内全小・中学校の学力の実態を把握し、本市の学力の課題に応じた学力向上策を計画的・組織的に推進していきます。

(3) 主な取組

- 「質の高い完結する授業」の実現のために、教職員の指導力向上を図ります。
- 中学校区ごとの5ブロックによる学力向上推進計画を立て、授業の充実、教職員の指導力向上、家庭の教育力、地域の教育力を活用した取組の充実を通して、学力向上を図ります。
- 中学校区ごとに小・中学校共通の「家庭学習の手引き」を作成します。
- 各教科の指導力向上を目指した研修会の充実を図ります。
- 研究公開・教育講演会等による教科指導の理論と実践の研究を進めます。
- 教師の指導力向上を目指した長期休業期間中の指導力向上セミナー・研修会を実施します。

【具体的施策・事業等】

- 学力向上アクションプラン推進事業
- 研究公開及び教育講演会
- 教科等部会における研究
- 指導力向上セミナー

2 理数教育・外国語教育の充実を目指して

(1) 現状と課題

【理数教育】

- 理数教育は、学習指導要領における重点課題であり、本市においても県「基礎・基本定着度調査」等から定着を図るべき学力向上の課題の一つとなっています。
- 理数教育においては、市教育委員会主催の指導法研修会、市教科等部会理科部会・算数部会による自主的な研修会により指導法に関する研修を深めています。
- 本市の児童生徒の実態から、定着が十分に図られていない例が多く見られ、学力の定着に向けた支援については、これまで以上に取り組んでいく必要があります。
- スーパーサイエンス総合推進事業を推進し、理科好きな子どもの育成や理科指導法に係る教職員の資質向上に努めています。

【外国語教育】

- 小学校への英語活動協力員（AEA*）の派遣や小・中学校への外国語指導助手（ALT*）の派遣を通して、外国語教育の充実に資する施策を展開しています。
- 小学校の外国語活動・外国語科の全面実施により、小学校教員に対する外国語科の指導法の研修が求められています。
- 小学校から中学校へとスムーズに接続するために、小・中学校教員が互いに交流の機会を増やし、協力しながら、児童生徒のコミュニケーション能力を育成していく必要があります。

(2) これからの施策の方向性

【共通】

- 学習指導要領の趣旨を十分に活かした学習指導の充実のために、教職員の研修の機会を設け、授業力向上が一層図られるよう研修体制を整えます。

【理数教育】

- 授業において、児童生徒が自ら問題を見だし、見通しをもった観察・実験などを通して問題解決の能力を育て、自然環境や生命を尊重する態度や科学的に探究する態度の育成に努めます。
- 事後指導において、担任が児童生徒一人一人の学力の実態に応じた指導を効果的に行うための指導体制の充実に努めます。
- サイエンスに親しむ場を設定し、確かな知識、広い見識をもてるように努めます。

【外国語教育】

- 小学校外国語活動や外国語科及び中学校英語科のモデルとなる英語教育推進校を指定し、小・中学校外国語教育の在り方等について研修の機会を提供し、その成果を市内の全小・中学校へ広げていきます。
- 小学校外国語活動や外国語科における指導の質を高めたいという教職員のニーズに対応するために、大学で開催される研修会への参加を積極的に支援します。
- 自分と異なる生き方や考え方を理解するとともに、相互に認め合い、尊重し合いながら生きていく力を養います。
- 小学校外国語活動や外国語科及び中学校英語科だけでなく、各教科や領域等を通じてコミュニケーション能力を育てていきます。
- 大学関係者を本市外国語教育のアドバイザーとして委嘱し、「小学校段階から中学校段階への外国語教育の在り方」について指導の充実を図ります。

(3) 主な取組

【理数教育】

- 「理科指導法研修会」、「算数・数学指導法研修会」、「外国語活動指導法研修会」を開催し、質の高い研修を通して、教職員の資質向上を図るとともに、学校間や校種間の連携を図り、小・中学校が一体となった学習指導体制の確立を図ります。
- 理数教育について、専門性の高い指導員（理数定着支援員）を重点的に複数の小学校に派遣し、学習内容の定着が不十分な指導内容や児童生徒の実態についての分析を行い、担任の学習指導の支援を図りながら学力の向上に努めます。
- スーパーサイエンス総合推進事業において、「サイエンスリーダー養成講座（東京科学施設視察を含む）」「サイエンスあいらんど」「理科実験指導法研修会」等を開催するなど、サイエンスに親しむ場を設定し、青少年期にある子どもたちのサイエンスに係る関心を高めるように努めます。

【外国語教育】

- 市内中学校とその校区内の小学校を英語教育推進校に指定し、小学校外国語活動や外国語科及び中学校英語科のモデルを示していきます。
- 大学と連携し、本市の進める外国語教育の在り方への助言を受けるとともに、研修会へ積極的に参加できる体制を整えます。

【具体的施策・事業等】

- 理数・外国語教育推進事業
- 理科指導法研修会
- スーパーサイエンス総合推進事業
- 算数・数学指導法研修会
- 外国語活動指導法研修会
- 外国語教育研究推進校指定
- 大学等のセミナーへの参加



市算数・数学指導法研修会

3 特別支援教育の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、実態把握や支援を組織的に行い、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進を図っています。
- 全ての公立幼稚園、小・中学校で特別支援教育コーディネーター*を指名するとともに、校内委員会を開催し、特別な支援が必要である幼児児童生徒の実態把握に努め、全校体制で支援を進めています。
- 市就学相談会で、障がい等のある幼児児童生徒に対する就学についての適切な支援、保護者との教育相談を行っています。
- 特別な支援を必要とする児童生徒の実態を踏まえ、必要に応じて特別支援教育支援員*を配置し、支援の充実を図っています。
- 市特別支援連携協議会*を設立し、関係機関との連携の下、一人一人の障がいに応じた適切な支援を行う体制を整えています。
- 「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」に基づく指導の更なる充実が求められています。

(2) これからの施策の方向性

- 「障害者基本法」(平成23年改正)や「学校教育法」(平成25年一部改正)、「障害者差別解消法」(平成26年制定)等を踏まえ、障がいのある幼児児童生徒が、障がいのない幼児児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容・方法の充実を図ります。
- 障がいのある幼児児童生徒の将来の自立に向けて、適切な就学指導の充実を図るとともに、学校での指導・支援体制の確立や教職員の資質の向上に努めます。
- 家庭や地域、関係機関との連携を深め、特別支援教育に関しての理解促進を社会全体で進められるように努めます。
- 就学前、就学中、卒業後などの各ライフステージにおいて、特別な教育的支援を要する幼児児童生徒への支援を充実させるために、幼稚園・保育所(園)、小学校、中学校の連携を密にします。

(3) 主な取組

- 特別な支援が必要な幼児児童生徒の早めの気付きや、学校での支援・指導体制を確立させるために、教育相談の充実や就学相談会の実施に努めます。
- 各学校において、特別な支援が必要な幼児児童生徒の「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」を作成し、個に応じた教育に努めます。
- 移行支援シート*等を活用することで、幼保小中の連携の充実に努めます。
- 特別支援教育学級担任や特別支援教育コーディネーター等を対象にした実践的な研修会の実施に努めます。
- 特別支援連携協議会において、幼児児童生徒の自立に向けた支援体制の充実に努めます。
- 各学校の児童生徒の実態に応じて、特別支援教育支援員の配置を推進します。

【具体的施策・事業等】

- | | |
|-----------------|----------------|
| ○ 特別支援教育支援員配置事業 | ○ 特別支援連携協議会 |
| ○ 就学相談会 | ○ 市教育支援員会 |
| ○ 特別支援教育担当者研修会 | ○ 特別支援教育支援員研修会 |

4 キャリア教育の充実を目指して

(1) 現状と課題

- キャリア教育は、児童生徒の生き方に関わる教育であり、児童生徒が様々な体験を通して、多くの人とふれあい、生き方について考えるようにすることが大切です。
- 全ての小・中学校において「キャリア教育」が位置付けられ、指導が進められています。
- 小学校においては、キャリア教育に関する全職員の理解、学年・学校全体で取り組む組織・体制づくりが必要です。
- 中学校においては、各教科との関連に加え、3年間を見通した体系的な取組が必要です。

(2) これからの施策の方向性

- キャリア教育で求められる、自立するために必要な基盤となる能力（基礎的・汎用的能力）の育成に努めます。
- 学習指導要領の趣旨を踏まえたキャリア教育の推進のために、教職員の資質向上を図る研修体制を整えます。
- 職場体験等の活動が、各教科との関連を図った系統的な取組となるよう、キャリア教育の指導計画の改善を図ります。
- キャリア教育を推進する上で、児童生徒が体験できる機会や場を得られるよう、家庭、学校、地域社会、事業者、市の連携・協力体制を構築します。

(3) 主な取組

- キャリア教育部会の充実を図り、自立するために必要な基盤となる能力（基礎的・汎用的能力）をはぐくむ、キャリア教育に関する教職員の理解を深めるとともに、学校間や校種間の連携を図り、小・中学校が一体となったキャリア教育推進体制の確立を図ります。
- キャリア教育推進協議会を開催し、市関係部局や経済団体と学校がキャリア教育について協議を深める場を設け、地域からの連携・協力体制の確立を図ります。
- 家庭や地域に対する普及啓発活動の一環として、「キャリア教育リーフレット」を作成し、配布します。

【具体的施策・事業等】

- キャリア教育推進協議会
- キャリア教育リーフレットの作成・配布
- あいらキャリアサポートバンク*の作成・活用
- 9年間を通したキャリアパスポートの作成と効果的な活用

5 郷土教育の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う郷土教育を推進しています。
- 本市には、日本一の巨樹で知られる国指定特別天然記念物の「蒲生の大クス」のほか、国指定史跡で大河ドラマ「龍馬伝」や「西郷どん」のロケ地になった「龍門司坂」、国登録有形文化財の「山田の凱旋門」、日本の滝百選に選ばれた「龍門滝」、児童文学作家の「椋鳩十文学記念館」、さらには、関ヶ原の戦いにおける「島津の退き口」で、徳川家康にも一目置かれた戦国武将・島津義弘公にまつわる史跡などがあり、豊かな自然と歴史、文化を併せもつ教育資源に恵まれた地域で、それらを活用した郷土教育を推進しています。
- 各学校では、各教科等において、郷土の伝統的芸能の継承活動や地域で学ぶ職場体験学習、郷土の自然や歴史の学習に取り組んでいます。
- 地域の伝統芸能では保存会の努力はあるものの、後継者育成などの課題により、その継承が難しくなってきました。

(2) これからの施策の方向性

- 各学校において、郷土芸能や伝統産業を体験する活動、先人の業績や生き方について学ぶ活動の充実を図り、始良市の歴史と文化のよさを継承し、魅力を伝える人材の育成に努めます。
- 児童生徒の郷土に対する関心を高めるために、歴史民俗資料館等の施設の利用促進を図ります。
- 郷土に誇りをもち、未来を切り拓く子どもたちを育てるために、教職員が本市の文化・歴史・伝統等への理解を深め、教育実践に生かせるよう、体験的な研修の場を設け、郷土教育に関する資質の向上に努めます。
- 地域の伝統文化について、地域の方々や関係機関と連携を図り、次世代に継承できる環境づくりに努めます。

(3) 主な取組

- 各学校において、各科等の授業を通して、郷土の歴史や伝統、文化等について理解を深めます。
- 各学校において、学校行事や授業等で、地域や関係機関と連携を図り、地域人材の活用を通して、特色ある郷土教育の取組の充実を図ります。
- 歴史民俗資料館や椋鳩十文学記念館等、郷土関連施設の利用促進を図ります。
- 各学校において、郷土伝統芸能への理解を深めた上で、学校行事や授業等で実際に体験し、伝統を継承できるように努めます。

【具体的施策・事業等】

- 地域に根差した魅力ある学校づくりの推進
- 総合的な学習の時間を活用した郷土教育の推進
- S S V C 事業活用による郷土教育の推進
- 教職員対象のフィールドワーク等の実施

6 教育の情報化の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 社会の急速な情報化・国際化の進展に対応する人材をはぐくむために、児童生徒の情報活用能力（情報リテラシー）の育成をはじめ、情報モラルの育成、情報安全教育の充実等が、今後ますます求められています。
- 本市においては、令和2年度中に、全小・中学校の一人一台タブレット端末の整備は完了しており、各小・中学校において、情報教育の更なる推進が図られる環境が整っています。
- 整備したICT機器やネットワークを効果的に活用し、「個に応じた学び」や「協働的な学び」の実現や児童生徒の情報活用能力の育成を進めています。
- 情報教育の充実により児童生徒の機器の活用能力及びネットワーク操作の知識・技能の育成を更に推進していく必要があります。
- インターネット社会においては、人権問題をはじめとする様々な問題を未然に防止するためにも、情報を発信・受容する個人の情報モラルの指導の充実が必要となってきます。
- 今後ますます進む情報化に向けて、情報格差を生まないためにも、小・中学校において情報教育の一層の充実を図っていく必要があります。

(2) これからの施策の方向性

- 各小・中学校のICT機器やネットワークの効果的な利活用を推進し、主体的・協働的な学びの実現や児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。
- 時代を超えて普遍的に求められる「プログラミング的思考*」をはぐくむプログラミング教育*を推進します。
- 各小・中学校におけるICT環境の整備及び維持管理を進めながら、児童生徒の情報教育の推進、ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、校務の情報化の推進など、「教育の情報化」を推進します。

(3) 主な取組

- 国のICT機器やネットワーク機器の整備方針に基づき、今後も学校におけるICT環境整備の推進に努めます。
- 各小・中学校において、充実した情報教育（情報活用能力の育成、情報モラル教育の充実、プログラミング教育等）が進められるよう、研修会等を実施し教職員の指導技術の向上を図ります。
- 情報モラル教育については、外部講師の活用や教材の充実等に努め、児童生徒や保護者への指導・啓発を推進します。

【具体的施策・事業等】

- 小・中学校へのICT機器・ネットワーク整備事業
- 指導力向上セミナーにおける「ICT教育」に関する研修

7 環境教育の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 環境や環境問題に関心をもち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度と環境問題解決のための能力の育成を推進しています。
- 全ての学校で、環境教育を教育課程に位置付け、各教科及び総合的な学習の時間等、教育活動全体を通して環境教育を推進しています。
- 全ての学校で節電等、省エネルギーの取組を進め、日常的な環境教育推進への意識化を図っています。
- 環境に対する負荷の少ない循環型社会の形成を目指し、3R*（リデュース、リユース、リサイクル）等の学習を深める必要があります。
- 中学校全校に太陽光発電装置を設置するとともに、全ての小・中学校で「緑のカーテン」等、学校の施設を活用した環境教育を推進しています。
- 鹿児島市エリアを対象にしていた「桜島・錦江湾ジオパーク」が、本市及び垂水市までエリア拡大され、令和3年2月に改めて認定を受けています。

(2) これからの施策の方向性

- 持続可能な社会の担い手育成のために、環境に対する豊かな感受性や環境に関する見方や考え方、環境保全のための実践力の育成を目指し、教育活動全体を通じた横断的、総合的な環境教育を推進します。
- 太陽光発電装置や緑のカーテン等、学校の施設を活用した環境教育を推進します。
- 本市の豊かで美しい自然環境、社会環境に触れることで、そのすばらしさに気付くとともに、それらを引き継ごうとする教育を推進します。
- SDGsの観点に立って省資源・省エネルギーやCO₂の削減等について理解を深め、学校や家庭での取組を推進します。
- 児童生徒一人一人が人間と環境の関わりについて理解を深め、環境を大切にする心をもつとともに、環境保全に向けた教育の充実を図ります。
- 桜島・錦江湾ジオパーク活動と連携した環境教育や自然体験、歴史観光などを通じた啓発活動を展開します。

(3) 主な取組

- 学校において、生活科や理科等の授業や、自然の中の自発的な遊びや体験を通して、環境に対する豊かな感受性や環境に関する見方や考え方の育成に努めます。
- 総合的な学習の時間において、ジオパーク活動やリサイクル活動、地域の環境保全活動の推進、さらに「龍門滝」や「蒲生の大クス」、「重富海岸の干潟」等の自然環境の素晴らしさ、その歴史や取り巻く環境の理解の深化に努めます。
- 学校において、3Rを進め、環境保全及び持続可能な循環型社会実現のための実践力の育成に努めます。
- 太陽光発電装置、緑のカーテン等を活用した環境学習など、身近な生活と密着した環境教育を推進します。
- 地域や関係機関と連携をしながら、環境教育を積極的に推進します。

【具体的施策・事業等】

- 横断的・総合的な環境教育の推進
- 太陽光発電装置、緑のカーテン等を活用した環境学習
- 家庭や地域と連携した環境保全活動

8 社会貢献・奉仕の精神をはぐくむ教育の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 共生・協働の社会を実現するためには、市民一人一人が社会貢献や奉仕の精神で様々な活動に取り組むことが求められています。
- 児童生徒が、乳幼児や高齢者及び介護を必要とする人の気持ちにふれたり、生活上の困難さを疑似体験したりして、福祉や介護への関心を高め、よりよい生き方を目指していくことが重要です。
- 今後一層の高齢化が進行する中で、一人一人の児童生徒に対して福祉や介護に関する問題意識を身に付けさせる取組を進めていくことが必要です。
- 各学校では、総合的な学習の時間等で、福祉施設の訪問活動や介護体験等を実施し、福祉に関する教育・ボランティア活動を推進しています。
- 発達の段階に即した社会貢献・奉仕の精神をはぐくむ教育を推進する観点から、学校の教育活動の充実を図っていく必要があります。
- 地域の方々が、幼児児童生徒の安全を守るために交通安全指導を行うなど、社会貢献の活動に取り組んでいます。

(2) これからの施策の方向性

- 児童生徒の発達の段階を踏まえ、「思いやりの心」「奉仕の心」「助け合いの心」等、社会貢献・奉仕の精神をはぐくむ教育の充実に努めます。
- 豊かな心をはぐくむ視点から、道德教育と体験活動とを関連付けながら、福祉に関する教育・ボランティア活動の充実について、発達の段階に即した指導計画の作成が必要です。
- 関係機関等との連携を深め、福祉やボランティアに関する体験的な学習活動の充実に努めます。
- 職場体験等を通して、福祉の現場で体験的に学ぶ環境づくりを進めます。

(3) 主な取組

- 児童生徒の発達の段階に応じ、幼児・高齢者・障がい者に対する思いやりの心などを醸成するための指導計画や教職員の指導力の向上に努めます。
- 関係団体や地域の福祉施設等との連携により、福祉に関する体験活動の充実を図ります。
- 福祉に係る職場での職場体験学習を推進する環境を整えます。
- 災害に係る被災地支援活動などについて、各学校における取組を推進します。

【具体的施策・事業等】

- 発達の段階に応じた福祉に関する教育・ボランティア活動の推進
- キャリア教育推進協議会による福祉・介護関連の職場紹介
- 体験活動の体系化

9 国際理解教育の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 社会や経済のグローバル化の急速な進展に伴い、異なる文化との共存や国際社会における協力体制の必要性、日本人としての自覚をもちながら、主体的にものごとを考え、積極的にコミュニケーションを図っていける資質を有し、国際社会で活躍できる人材の育成が必要とされています。
- 国際化に対応する教育を進める上で、「異なる文化をもった人々とともに生きていく資質や能力の育成」、「日本人として、また、個人としての自己の確立」、「外国語能力の基礎や表現力等のコミュニケーション能力の育成」の3点が重要です。
- 各学校では、各教科、総合的な学習の時間等で国際理解教育を推進しています。また、小学校段階から異文化に触れる体験を通して、コミュニケーション能力の素地の育成を図っています。
- 全小学校に英語活動協力員（AEA）を派遣し、外国語活動の授業の充実を図るとともに、全小・中学校に外国語指導助手（ALT）を派遣し、国際感覚の涵養を図っています。
- 令和2年度から小学校3・4年生に「外国語活動」が、5・6年生に「外国語科」がスタートしたことに伴い、小学校教諭の英語力向上のための研修の機会を設けます。

(2) これからの施策の方向性

- 自国文化及び異国文化に対する理解を深め、お互いが認め合い、尊重しながら生きていく力を育てます。また、外国の人、歴史、文化、言語等に関心をもち、それらに積極的に関わっていかうとする態度を養います。
- 外国語活動・外国語科及び英語科だけでなく、各教科や領域等を通じて、相手の思いや考えを聞き、自分の思いや考えを伝える双方向のコミュニケーション能力を育成します。
- 本市指導主事や外国語指導助手（ALT）などを活用し、小学校教諭に対して実践的英語教育を実施します。

(3) 主な取組

- 今後の国際化社会の進展に対応できるよう、自国文化及び異国文化に対する興味・関心を深め、積極的にコミュニケーションを図れる児童生徒を育成する国際理解教育を推進します。
- 必要に応じて青年海外協力隊や海外からの留学生を受け入れる外部機関等と連携し、国際理解教育を支援します。
- 小学校外国語活動や外国語科及び中学校英語科の指導技術の向上を図るために、教職員対象の研修会や講演会を充実させるとともに、外国語教育推進校指定により中学校英語科への円滑な接続の在り方の実践研究を進め、その成果を還元します。
- 子どもたちの異文化理解を深めさせるために、小学校への英語活動協力員（AEA）の派遣や小・中学校への外国語指導助手（ALT）の派遣を行います。
- 国際理解や国際交流を深める機会や場の提供等、環境づくりを進めていきます。

【具体的施策・事業等】

- 国際交流教育の推進（講師招聘、交流会の開催、国際メールの実践等）
- 小学校外国語科研究推進校、中学校英語科研究推進校の指定・研究推進
- 国際理解に関わる情報提供（図書館等）

10 消費者教育の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 経済の発達や時代の変化に伴い多種多様な産業が出現し、産業構造が複雑化する中で、児童生徒の周囲には購買意欲を引き起こす多くの物があふれ、必要以上の物品購入により、無駄な消費をしている状況も少なからずあることが予想されます。
- 消費生活を取り巻く状況や児童生徒の発達の段階を踏まえ、消費生活についての基礎的な知識や基本的な考え方を習得させることによって、資源や環境に配慮し、消費者として適切に意思決定する能力や責任をもって行動できる能力を育成することが求められます。
- 学校では、学習指導要領に基づき、物やお金を大切にすることを通じて金銭感覚を養う学習をしています。
- 身近な生活における消費と環境の学習の中で、実際の模擬的な体験をとおして、物の選び方や買い方、金銭の使い方について理解を深め、金銭感覚を高めていく必要があります。
- 民法の改正により、令和4年4月から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられることから、早い段階からの消費者教育に努めます。

(2) これからの施策の方向性

- これからの変化の激しい社会において、自ら思考し判断することのできる金銭・金融感覚をもった児童生徒の育成を図り、消費者トラブルの防止など、消費者教育の充実に努めます。
- 青少年期から消費生活を営む上で必要な基礎知識や基本的な考え方を幅広く学習することにより、自主性や合理性、選択判断能力など消費者問題を解決するために必要な態度や能力を育成します。
- 「第4期鹿児島県消費者基本計画」（鹿児島県/令和3年3月）に基づき、関係機関と連携した取組を推進します。

(3) 主な取組

- 特別活動、社会科、家庭科、道徳の時間等において、物の大切さ、勤労の価値と意義、健全な金銭感覚、消費者保護等について理解させ、消費者として主体的に判断し、責任をもって意思決定できるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導計画の整備や教職員の指導力向上に努めます。

(学びの視点)

- ・ 「身近な物の選び方、買い方」
- ・ 「自分の生活と環境との関わりへの気付き」
- ・ 「経済活動の仕組みと消費者の基本的な権利と責任に関する理解」
- ・ 「お金の大切さへの理解」
- 関係機関と連携しながら、各学校へ情報提供や講師の派遣を行います。

【具体的施策・事業等】

- 消費者教育の教育課程への位置付け
- キャリア教育と関連付けた講師招聘による消費者教育の推進

4章ーⅡ 計画期間の取組構造図

基本方針	重点施策・目標	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
① 確かな学力の定着 ～地域一体となった 学力向上策～	◇学力向上アクションプラン推進事業 ◇教科等部会研修会 ◇指導力向上セミナー ◇家庭学習の手引き作成・活用	→□	→□	→□	→□	→□
② 理数・外国語教育の充実 ～小・中連携を図る 学習指導の充実～	◇指導方法研修会 ◇理数定着支援員配置 ◇研究指定校(小中ブロック) ◇大学等との連携	→□	→□	→□	→□	→□
③ 特別支援教育の推進 ～個に応じた特別 支援教育の推進～	◇市教育支援委員会 ◇始良市特別支援連携協議会 ◇特別支援教育支援員配置事業 ◇個別の指導計画・教育支援計画	→◎	→◎	→◎	→◎	→◎
④ キャリア教育の推進 ～社会的・職業的 自立の基盤育成～	◇キャリア教育推進協議会 ◇キャリア教育リーフレット作成	→□	→□	→□	→□	→□
⑤ 郷土教育の充実 ～先人の生き方に 学ぶ郷土教育～	◇特色ある郷土教育の推進 ◇歴史民俗資料館の利用促進 ◇椋鳩十文学記念館の利用促進	→□	→□	→□	→□	→□
⑥ 教育の情報化の推進 ～情報リテラシー の向上～	◇ICTの環境整備 ◇情報教育担当者研修会 ◇ICTを活用した研究授業	→◎	→□	→□	→□	→□
⑦ 環境教育の充実 ～豊かな自然に学ぶ 環境教育～	◇教育課程の工夫改善及び充実 ◇緑のカーテン等の環境学習 ◇環境保全活動の推進	→□	→□	→□	→□	→□
⑧ 社会貢献・奉仕の精神 をはぐくむ教育の充実 ～思いやりの心 助け合う姿～	◇教育課程の工夫改善及び充実 ◇福祉に関する体験活動体系化 ◇ボランティア活動の実践	→□	→□	→□	→□	→□
⑨ 国際理解教育の充実 ～「始良市」から 世界へ！～	◇教職員資質向上研修会等の充実 ◇小・中学校の接続の在り方研究 ◇国際理解教育の環境整備	→□	→□	→□	→□	→□
⑩ 消費者教育の充実 ～経済活動の 基礎の育成～	◇教育課程の工夫改善及び充実 ◇講師招聘による活動の充実 ◇キャリア教育との連携促進	→□	→□	→□	→□	→□

◎大目標：重点目標を達成する年度
○小目標：重点目標に至る段階的な年度
□継続：充実、改善を図りながら取り組む年度

Ⅲ 児童生徒や保護者、地域社会に信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

1 安全・安心な学校づくりを目指して

(1) 現状と課題

- 学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童生徒の「生きる力」をはぐくむための教育環境として重要な意義をもつだけでなく、地震などの災害発生時には地域住民の緊急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要です。
- 近年、日本各地で学校や通学路での児童生徒に関わる事件・事故が発生しています。児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校、家庭、地域の連携を深め、学校における安全管理に関する取組を一層充実させる必要があります。本市においても交通事故や声かけ事案等が発生しており、特に登下校時の児童生徒の安全確保が課題です。
- 学校においては、地域の実態等に応じた「安全マップ*」を作成し、地域ボランティア（見守り隊）等と連携し、登下校時の安全確保に努めています。
- 学校では様々な災害を想定した訓練を通して、危険を予測したり回避したりする能力を身に付ける危険予知トレーニング等の安全教育を実施しています。
- 学校の実態に応じて個別の火災、地震、津波等の危機管理マニュアルを作成し、危機に対応しています。今後、時機に照らした臨機応変な対応が課題であり、危機管理に対する基本的な考え方、対処方法、安全体制の整備等についてはP D C Aサイクルで改善を図っていく必要があります。

(2) これからの施策の方向性

- 学校、家庭、地域、警察等の関係機関が連携して、地域総ぐるみ（協働）で児童生徒の安全を見守る体制の整備に努めます。
- 学校では、「学校安全計画」に基づき、職員一体となって防災教育を含む安全教育と安全管理を計画的に推進するとともに、家庭及び地域社会と連携し学校安全の充実に努めます。

(3) 主な取組

- 児童生徒の登下校時における安全を確保するために、学校安全ボランティア*や青色パトロール隊*、スクールガード・リーダー*等による見守り活動や危険箇所の点検など、地域ぐるみで安全確保の取組を推進します。
- スクールゾーン対策委員会*を計画的に開催し、児童生徒の登下校時における安全を確保するとともに、交通事故ゼロを目指します。また、各学校で作成・活用している「安全マップ」や「危機管理マニュアル」について、P T Aや地域等と連携しながら、見直しを行い、効果的な活用を図ります。
- 「通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携して通学路合同点検を実施し、通学路の安全確保に向けた取組を推進します。

【具体的施策・事業等】

- スクールガード・リーダー配置事業
- 危険箇所表示旗の設置
- スクールゾーン対策委員会の計画的な開催
- 交通事故ゼロ運動の促進
- 学校、家庭、地域、関係機関等による見守り活動の促進
- 通学路安全推進会議の開催と通学路合同点検の実施

2 魅力ある学校づくりを目指して

(1) 現状と課題

- 学校経営目標実現のために、特色ある教育課程を編成し、各学校の歴史と伝統、地域の特色を踏まえた「特色ある学校づくり」を進めています。
- 各学校では、学校評議員会を開催し、評議員の意見を踏まえながら学校の運営改善を図るなど、「開かれた学校づくり」を進めています。
- 児童生徒が喜んで登校し、保護者が安心して子どもを登校させ、地域の方々が信頼して教育を見守るよう、学校の教育活動、諸活動を通して「魅力ある学校づくり」を推進することが必要です。
- 小・中連携による中学校ブロック共通の取組を推進し、学校の魅力を小学校から中学校へつなぐとともに、9か年を見通した子どもの成長を意識し、安心と誇りを児童生徒、保護者にはぐくんでいくことが大切です。

(2) これからの施策の方向性

- 児童生徒が喜んで登校できるよう、学校が魅力ある存在になっていくことが大切であり、各小・中学校において魅力ある学校づくりを進めます。
- 不登校の未然防止のために、学校が魅力ある教育活動を展開し、児童生徒一人一人に自己有用感をはぐくみ、心の居場所となるような学校づくりを進めます。
- 学校評議員会を開催し、学校教育活動・運営等への意見を求め、学校運営の充実に結び付けます。
- 各学校では家庭の教育力、人材活用など地域の教育力を生かし、魅力ある教育活動を展開していきます。
- 中学校区ごとに小・中連携を深め、魅力ある学校づくりを小・中連携でつなぎ、子どもたちの学習と生活に安心を届けます。

(3) 主な取組

- 「喜んで登校し、満足して下校する」魅力ある学校づくりを進めます。
- 地域や関係機関と連携を深め、学校支援事業の活用を図りながら魅力ある教育活動の支援に努めます。
- 学校評議員制度の充実・活用を推進します。
- 中学校区ごとに小・中連携を進め、学習指導（家庭学習含む）、生徒指導、保健安全指導、特別支援教育、食育など、教育の質を高め、魅力あるものとしします。
- 家庭の教育力、地域の教育力を生かす人材活用を進めます。

【具体的施策・事業等】

- 学力向上アクションプラン事業
- 学校評議員制度
- 魅力ある学校づくり
- 学校参観（県民週間等の活用）

3 学校経営の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 各学校では、歴史と伝統、地域の実態を踏まえた学校経営を展開しています。
- 学習指導要領の趣旨を生かし、「生きる力」の育成を目指し、家庭、地域と連携を深めながら教育活動の改善・充実に努めています。
- 学校評議員制度、学校関係者評価の活用による学校運営の改善・充実に努めるとともに、学校評価を活用した学校経営のPDCAサイクルを推進しています。
- 学校関係者評価の充実と学校評価の活動を学校経営の改善充実に生かしていく必要があります。
- 学校経営の充実のためには、校長は明確なグランドデザイン(学校経営総合計画)を示し、管理職として経営ビジョンの構築をするとともに、教職員一人一人の経営参画意識の向上並びに資質向上を目指すことが必要です。
- 学校経営の根幹である「教育課程の改善・充実」を計画的・組織的に進める必要があります。

(2) これからの施策の方向性

- 学校の歴史と伝統、特色を踏まえ、新しい時代を切り拓く学校経営ビジョンの構築を進め、確固とした学校経営の推進を図ります。
- 市が推進する教育行政施策を踏まえた、学校経営ビジョンの作成と具体的な数値目標を設定します。
- 学校評価の充実を図り、評価項目の重点化と継続的な評価・改善を進め、外部アンケート、学校関係者評価を活用し、カリキュラム・マネジメントを進めながら学校経営のPDCAサイクルの確立と確実な経営・改善を推進します。
- 「基礎的・基本的な知識、技能の習得」、「思考力、判断力、表現力の育成」「主体的に学習に取り組む態度の育成や学習習慣の確立」を進め、確かな学力を育成します。

(3) 主な取組

- グランドデザイン(学校経営総合計画)を策定し、年間の学力向上への取組、生徒指導の充実、健康・体力の向上、学校評価の推進等、明確なビジョンを確立し、児童生徒、保護者、地域の期待に応える学校経営を推進します。
- 学校評価を充実し、学校経営改善の視点の重点化を図り、全校体制での取組を進めるとともに、保護者や地域住民等による学校関係者評価を実施し、学校、家庭、地域の連携協力による学校づくりを推進します。
- 学校経営の課題改善の取組状況を把握し、学校経営の充実・改善を図るために、学校訪問を実施します。また、魅力ある学校づくりを推進するために、各種研修会の実施や人材活用に努めます。
- 各学校における教育課程の編成・実施の改善を図るために、教育課程の実施状況を把握します。

【具体的施策・事業等】

- グランドデザイン(学校経営総合計画)の策定
- 学校評価の推進と学校関係者評価の活用
- 学校訪問
- 教育課程の管理

4 教職員の資質向上を目指して

(1) 現状と課題

- 児童生徒が基礎的・基本的な学力や、心豊かにたくましく生きる力を身に付け、それぞれの個性や能力を伸ばすことができるよう、教育者としての使命感や責任感、教育の専門家としての豊かな力量など、教職員の資質の向上が求められています。
- 教職員の資質向上を図るために、初任校研修や経験年次別研修、教務主任等研修、管理職研修など、各段階での研修の充実を図っています。
- 教科等部会における研究授業等を通して、資質の向上に努めています。
- 学校の課題解決及び教職員の資質向上をねらいとする研究テーマを設定し、校内研修計画に基づき、年間を通して研修を深めています。
- 教職員の人事評価を実施し、校長との面談を通して日々の実践を省みたり、業績評価や能力評価によって、学校経営参画意識を高めたりするなど、教職員の資質と指導力の向上に取り組んでいます。

(2) これからの施策の方向性

- 教職員研修の内容充実、精選、効率化を図り、教職員の資質・能力の向上に努めます。
- 教職員の人事評価を「かごしま教員育成指標*」を基に、より一層充実し、ステージごとに教職員として望まれる人間性・専門性・社会性を備えた信頼される人材の育成及び適切な人事管理に努めます。
- 人事評価の評価結果をフィードバックする方法を工夫し、教職員のモチベーション（意欲）を高め、継続的な資質能力・態度の向上を図ります。
- 県教育相談事業等を活用し、教職員に関する教育相談体制の充実を図ります。
- 全校体制で課題解決を図る効果的な校内研修の在り方について指導を進めます。

(3) 主な取組

- 教職員が自らの資質の向上、授業力の向上を図る研修を設定します。
- 校長及び教頭の評価能力と評価の客観性を高める研修を設定します。
- 教科等部会の研修を通して、自主的・主体的な研修を支援します。
- 学校の課題解決及び教職員の指導力の向上を目指し、校内研修や信頼される学校づくりのための委員会の充実を図ります。
- 管理職研修会で「教職員のメンタルヘルスマネジメント研修」を実施します。
- 新しい教育の動向や内容について研修を深め、その成果を各学校へ還元させるために、教職員を管外の研究公開等に派遣します。

【具体的施策・事業等】

- 教職員の経験年数に応じた研修（初任校、5年経験、10年経験者等）
- 専門性を高める研修（幼児教育、情報教育等）
- 職能に応じた研修（生徒指導主任、特別支援教育担当等）
- 教育実践発表会における講演会
- 教科等部会における研修会
- 教職員の管外派遣研修

5 小規模校・複式教育の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 本市には、小規模校のうち複式学級を有する小学校が5校、学年1学級の中学校が1校あります。小学校においては、「ガイド学習*」によって授業を進めるなど、複式学級における指導方法の工夫改善を行っています。また、中学校においては、個に応じたきめ細かい指導を展開しています。
- 小規模校においては、地域の特性や地域に根付いている郷土伝統芸能を生かした教育活動に取り組むなど、地域と一体となった特色ある教育活動を展開しています。
- 特認校制度*や山村留学生制度*を活用して学んでいる児童の学習や生活の様子から、小規模校のもつよさの中で健やかに成長しています。
- 小規模校同士の集合学習に取り組み、多様な考えに触れるとともに、相互の交流を深めています。
- 効果的なガイド学習の進め方や教材・教具の工夫等、複式授業の改善・充実を図っていく必要があります。
- 複式学級を有する学校同士の連携を深め、小規模校の合同学習、体験活動の充実を図っていくことが必要です。
- 小規模校の特色を生かした教育活動の充実を一層図る必要があります。

(2) これからの施策の方向性

- 小規模校のよさを生かして、一人一人を大切にした特色ある教育活動を推進します。
- 複式学級の指導の充実を図るために、指導方法の研究を推進します。
- 複式学級を有する小規模校が合同で取り組む教育活動を推進します。
- 複式授業の課題改善のために、ICT活用を積極的に推進します。
- 小規模校のよさを生かした教育活動の充実を図ります。

(3) 主な取組

- 小規模校・複式教育指導法研修会の実施など、小規模校教育の充実に努めます。
- 合同学習や交流学习の充実等により、児童生徒の交流の幅を広げ、小規模校教育の活性化に努めます。
- 小規模校の特色を生かした「地域とともにある学校」づくりを推進します。
- 小・中連携を生かした教員交流による特色ある授業を推進します。

【具体的施策・事業等】

- 複式学級指導法研修会
- 小規模校合同学習及び交流学习会
- 学力向上アクションプラン推進事業（小中連携）

6 教育環境の整備・充実を目指して

(1) 現状と課題

- 学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす場であるとともに、災害時における避難場所としての役割も果たすことから、安全・安心で快適な学校教育環境整備に努めています。
- 本市の学校施設は、建築後 50 年を経過する施設が多いことから、老朽化の進む校舎等のバリアフリー化、照明のLED化、トイレの乾式化等の機能改善工事のほか、校舎等の改築工事、長寿命化改修工事及び大規模改造工事等を行う必要があります。
- 年々増加している支援を必要とする児童生徒のための特別支援教室等の整備と、35 人学級への移行に対応した教室の整備を行う必要があります。
- 自校方式給食室と加治木学校給食センターは、開設後 30 数年が経過し、施設・設備の老朽化に加え、学校給食衛生管理基準を満たしていないことから、早急な改善が必要となっています。

(2) これからの施策の方向性

- 学校施設については、本市の「公共施設等総合管理計画」及び「始良市学校施設等長寿命化計画」に基づき、市の財政状況や社会情勢の変化を踏まえた整備を図ります。
- 特別支援教育の充実と 35 人学級への移行に伴う教室の整備・確保を図ります。
- 「バリアフリー法」に適合する施設の改修目標設定と改修に努めます。
- 始良市立学校給食施設整備の基本方針に基づき、新たな給食センター整備の検討を進めます。

(3) 主な取組

- 学校施設のバリアフリー化、照明のLED化、トイレの乾式化の実施
- 老朽化の進む校舎等の改築工事、長寿命化工事、大規模改造工事等の計画的な実施
- 特別支援教室の整備及び 35 人学級に対応する教室の確保
- 新たな給食センターの整備



三船小学校 特別支援教室



松原なぎさ小学校

4章Ⅲ 計画期間の取組構造図

基本方針	重点施策・目標	R4	R5	R6	R7	R8
① 安全・安心な学校づくり ～安全・安心それは みんなの願い～	◇スクールガード配置事業 ◇通学路合同点検の実施 ◇危険箇所表示旗の設置 ◇交通事故ゼロ運動の推進	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□
② 魅力ある学校づくり ～学校の魅力を発信～	◇学校評議員制度の活用 ◇小・中連携による取組の充実 ◇家庭と地域の教育力の活用	→□ →□ →□ →□ →□	→○ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→□ →□ →□ →□ →□	→○ →□ →□ →□ →□
③ 学校経営の充実 ～学校経営ビジョンの 確立～	◇学校経営ビジョンの策定 ◇学校評価の充実と活用 ◇カリキュラムマネジメントの推進	→○ →○ →○ →○ →○	→○ →○ →○ →○ →○	→○ →○ →○ →○ →○	→○ →○ →○ →○ →○	→○ →○ →○ →○ →○
④ 教職員の資質向上 ～質の高い教育の実現～	◇人事評価制度の活用 ◇全校態勢による校内研修の充実 ◇職能に応じた研修の充実 ◇県外研修の充実	→○ →○ →○ →○ →○	→□ →□ →□ →□ →□	→○ →○ →○ →○ →○	→○ →○ →○ →○ →○	→○ →○ →○ →○ →○
⑤ 小規模校・複式教育の 充実 ～小規模・複式のよさを 生かした教育の推進～	◇複式学級指導法研修会 ◇小規模校合同学習及び交流学習会	→○ →○ →○ →○ →○	→□ →□ →□ →□ →□	→○ →○ →○ →○ →○	→○ →○ →○ →○ →○	→○ →○ →○ →○ →○
⑥ 教育環境の整備・充実 ～安全・安心な 学校施設の充実～	◇特別支援教育、35人学級へ対応した教室の確保 ◇学校施設の機能改善 ◇校舎等の計画的な改修工事等	→□ →□ →□ →□ →□	→○ →○ →○ →○ →○	→□ →□ →□ →□ →□	→○ →○ →○ →○ →○	→○ →○ →○ →○ →○

◎大目標：重点目標を達成する年度
○小目標：重点目標に至る段階的な年度
□継続：充実、改善を図りながら取り組む年度

Ⅳ 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

1 地域社会とともに歩む学校づくりを目指して

(1) 現状と課題

- 「教育基本法」に「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が明記されていますが、核家族化や地域社会における人間関係の希薄化などを起因とする子どもを取り巻く環境の変化により、子どもたちを良好な人間関係の中で育成することが困難な時代になっています。
- 平成29年に告示された学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校運営上の留意事項として、家庭や地域社会との連携及び協働を深め、世代を超えた交流の機会を設けることが示されています。
- 平成20年度から3年間、国は「学校支援地域本部事業*」、県は「地域による学校支援モデル事業*」を進めてきました。本市では、平成26年度からSSVC（スクール・サポート・ボランティア・コーディネーター）事業*を実施し、地域の人材を活用した学校支援活動を進めてきました。さらに、令和元年度からは、SSVC+事業を展開し、地域による学校の支援から、地域と学校の双方向による「連携・協働」、「個別の活動」から活動の「総合化・ネットワーク化」を推進する活動を進めており、今後、より一層学校と地域が一体となった活動を展開していく必要があります。

(2) これからの施策の方向性

- 地域全体で学校の教育活動を支援することを通して、地域の教育力を向上させ、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりに努めます。
- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、地域と目指す子ども像を共有し、地域課題の解決など児童生徒が地域に参画する活動を展開し、地域とともにある学校づくりに努めます。

(3) 主な取組

- SSVC+推進員（コーディネーター）を各小学校区に配置し、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを目指します。
- 教育活動の充実のために、教科指導の補助や総合的な学習の時間でのゲストティーチャーなどの学習支援、さらには、通学安全指導や花壇の整備、読書支援などの安全・環境支援として、地域人材の活用を図ります。
- 学校においては、地域の人材や学習資源を生かした教育課程を編成するとともに、積極的な情報発信に努めます。
- 公民館講座や生涯学習講座等で学んだ成果を学校支援に生かせるよう、SSVC+事業との連携を図り、市民の生きがいを推進します。

【具体的施策・事業等】

- SSVC+事業の充実拡大



地域の特色ある体験活動



昔遊び体験

2 地域社会で育てる人づくりを目指して

(1) 現状と課題

- 地域の中で大人や異年齢の子どもと交流し、様々な体験を積み重ねることで、豊かな人間性や主体性、社会性、責任感がはぐくまれることから、地域は、子どもが生活し成長する場として、重要な役割を果たしています。
- 異年齢間による精神鍛錬や学習の場等を設定して活動する子ども会や地域塾*、ジュニア・リーダークラブ等、青少年を主体とした団体が活動していますが、少子化による青少年人口の減少から単位子ども会数が減少し、子ども会育成連絡協議会への加入団体、加入者、指導者が減少しています。
- 家庭、学校、地域社会、事業者、市が連携して、青少年の心身の健全な育成を図るため、始良市青少年育成市民会議において青少年育成部会を開催し、情報共有を図っています。

(2) これからの施策の方向性

- 全ての市民が青少年に深い理解と信頼・愛情と責任をもち、「地域の子どもは地域で育てる」をスローガンに掲げ、家庭、学校、地域社会、事業者、市が連携して、青少年の心身の健全な育成を図ります。
- 子ども会やジュニア・リーダークラブ、地域塾等の育成に努め、「地域で子どもたちを育てる」体制づくりに努めます。

(3) 主な取組

- 青少年育成市民会議青少年育成部会を中心にして、各校区コミュニティ協議会における青少年育成事業の推進を図ります。
- 「青少年育成の日*」の普及・啓発活動に努めます。
- 子ども会、ジュニア・リーダークラブ、地域塾への活動支援を行います。
- ジュニア・リーダーや少年団体成人指導者育成のための研修会を始良・伊佐地区内で連携を図りながら実施します。

【具体的施策・事業等】

- 青少年育成市民会議（青少年育成部会）の充実
- 校区コミュニティ協議会青少年育成部活動との連携
- ジュニア・リーダー育成研修会の開催
- 少年団体成人指導者育成研修会の開催



青少年育成市民会議（青少年育成部会）



ジュニア・リーダークラブ「市総合防災訓練」

3 地域が支援する明るい家庭づくりを目指して

(1) 現状と課題

- 家庭教育はすべての教育の原点であり、基本的な生活習慣や善悪の判断を身に付けたり、思いやりの心や感動する心などの豊かな人間性をはぐくんだりすることから極めて重要な役割を担っています。
- 核家族化や少子化の進行、地域社会の連帯感の希薄化により、子育てに対する不安や悩みを抱えながらも相談できない、学習機会があっても時間的にゆとりがなく参加できないなど、子育てに焦りを感じたり、自信をもてなかつたりする保護者も見られます。
- 家庭、学校、地域社会、事業者、市が連携して、明るい家庭づくりを推進するために、青少年育成市民会議において家庭部会を開催し、関係機関・団体との情報共有を図っています。
- 家庭教育支援に関係する部署の管理職及び担当者による庁内連絡会を実施し、子育て支援に関する施策等について情報共有を図っています。

(2) これからの施策の方向性

- 全ての市民が青少年に深い理解と信頼・愛情と責任をもち、「地域の子どもは地域で育てる」をスローガンに掲げ、家庭、学校、地域社会、事業者、市が連携して、明るい家庭づくりの推進を図ります。
- 家庭教育学級などの子育てに関する学習機会の更なる充実と改善を図ります。また、SSVC+家庭教育サポーターを活用し、保護者が気軽に相談できる環境づくりなど、子育てに悩みを抱える保護者への支援を充実します。

(3) 主な取組

- 青少年育成市民会議家庭部会を中心にして、健全な家庭づくりとあいさつ運動の推進を図ります。
- 家庭教育推進事業（家庭教育フェスティバルや家庭教育ラジオ等）を展開し、子育てに関する学びの機会を提供するとともに「家庭の日*」の普及・啓発活動に努めます。
- 家庭教育学級を、全ての小・中学校、公立幼稚園で開設し、子どもたちの健やかな成長の基盤である家庭生活を充実させるために、子どもたちの年齢期に応じた学習機会を確保します。
- 関係機関と連携し、SSVC+家庭教育サポーターを活用して、保護者が子育てについて相談し合える環境の整備を図るとともに、子育てグループの活動を支援します。

【具体的施策・事業等】

- 青少年育成市民会議（家庭部会）の充実
- 家庭教育推進事業の取組強化
（家庭教育フェスティバル、家庭教育ラジオ、子育て手帳）
- 家庭教育推進委員会の開催
- 家庭教育庁内連絡部会の開催
- 地域子ども見守り活動の推進
- SSVC+家庭教育サポーターの活用

4 地域で築きあげる環境づくりを目指して

(1) 現状と課題

- 核家族化や少子化の進行、地域社会の連帯感の希薄化、有害情報の氾濫等、青少年を取り巻く環境が大きく変化しています。
- 「声かけおじさん・おばさん*」「始良っ子見守り隊*」など、地域の方が、登下校時に児童生徒の安全を見守る体制がつくられています。
- 家庭、学校、地域社会、事業者、市が連携して、青少年を守る環境づくりのために、青少年育成市民会議において環境部会を開催し、情報共有を図っています。
- スマートフォンやゲーム機の利用に関し、学校やPTAにおいて家庭内ルールづくりを推進しています。しかし、SNS等によるトラブルや長時間利用による生活リズムの乱れ等、メディア利用に関する問題も起きています。

(2) これからの施策の方向性

- 全ての市民が青少年に深い理解と信頼・愛情と責任をもち、「地域の子どもは地域で育てる」をスローガンに掲げ、青少年を守る環境づくりの推進を図ります。
- 学校、家庭、地域社会、事業者、市の関係機関が連携して、地域全体で子どもの安全を見守る体制を整備します。

(3) 主な取組

- 青少年育成市民会議環境部会を中心に、青少年を守る環境づくりの推進を図ります。
- 有害図書類や有害広告物、カラオケボックスやゲームセンターなど営業施設等の現状把握に努め、関係機関及び事業所と連携し、青少年における性犯罪等の未然防止を図るために適切な手立てを講じていきます。
- 警察署等の協力を得て、青少年の非行や問題行動等に関する情報を校外生活指導連絡会やPTA連絡協議会、各学校等へ提供することに努めます。
- スクールガードや学校安全ボランティア等の協力を得て、地域全体が子どもの安全を見守っているという環境の醸成を図ります。

【具体的施策・事業等】

- 青少年育成市民会議（環境部会）の充実
- 「始良っ子」あいさつ運動強化月間の設定
- 県青少年保護育成条例に基づく立入調査の実施



登校時見守り活動



スクールガードとの対面式

4章-Ⅳ 計画期間の取組構造図

基本方針	重点施策・目標	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
① 地域社会とともに歩む 学校づくり ～地域と学校に託す 子どもの夢～	◇SSVC+事業の推進	→□	→□	→□	→□	→□
② 地域社会で育てる人づくり ～人を育て 地域をおこす～	◇始良市青少年育成市民会議 (青少年育成部会)の運営充実	→□	→□	→□	→□	→□
③ 地域が支援する明るい 家庭づくり ～明るい家庭は 助け合いから～	◇始良市青少年育成市民会議 (家庭部会)の運営充実 ◇家庭教育推進事業の充実	→□ →□	→□ →□	→□ →□	→□ →□	→□ →□
④ 地域で築きあげる環境 づくり ～あいさつがつなぐ 人と人～	◇始良市青少年育成市民会議 (環境部会)の運営充実 ◇「あいらっ子」あいさつ運動の実施	→□ →□	→□ →□	→□ →□	→□ →□	→□ →□

◎大目標：重点目標を達成する年度

○小目標：重点目標に至る段階的な年度

□継続：充実、改善を図りながら取り組む年度

V 市民が生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツや文化活動の推進

1 生涯学習の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 家庭教育学級、高齢者学級、女性学級等の成人学級を開設しています。
- 始良公民館、蒲生公民館及び地区公民館等では、生涯学習講座（一般・ミニ・特別・出前講座）を開設し、その修了生は自主グループとして活動を継続できる体制を整えています。
- 生涯学習内容の工夫・改善を図りながら、各種講座の講師・指導者的人材の育成・発掘に努め、学習者の発表機会の設定や適宜活用、さらに前進した生涯学習体制を充実させていくことが必要です。

(2) これからの施策の方向性

- 急激な時代変化に対応できる生涯学習推進体制の構築に向けて、生涯学習相談窓口を設置し、学習推進に関する情報提供を図ります。
- 成人学級にあっては、時代の変化に即した独自性のあるかつ魅力ある学習プログラムを提供し、受講者の生きがいづくりやつながりづくりを支援します。
- 生涯学習推進体制の充実を図るために、関係機関との協調と連携をもって取り組みます。

(3) 主な取組

- 市民の学習ニーズと社会の要請を反映した学級・講座の多様化と社会教育施設を活用した学習機会の拡充を図るとともに、学級・講座修了生及び講師・指導者等の人材データベースを作成し、その有効活用に努めます。
- 成人学級では、時代の変化に即した独自性かつ魅力ある学習プログラムを提供し、受講者の生きがいづくり、学びを通じたつながりづくりを支援します。
- 家庭教育学級は、全ての小・中学校、公立幼稚園で開設し、子どもたちの健やかな成長の基盤である家庭生活を充実させるために、子どもたちの年齢期に応じた学習機会を確保します。
- 生涯学習講座にあっては、公民館等を活動拠点にして、市民の学習ニーズや社会の要請に適応した学習情報を提供しながら、魅力ある講座を開設するとともに、継続学習者への支援体制を整備します。また、一定の技量を身に付けた学習者の発表の場として、高齢者福祉施設等との連携を図ります。

【具体的施策・事業等】

- 成人学級の充実（高齢者学級「ゆずり葉学級」、女性学級「あやめ学級」）
- 家庭教育学級の推進
- 生涯学習講座の開設と充実

2 図書館サービスの充実を目指して

(1) 現状と課題

- 時代の急速な変化により、市民が目にする情報量も日々膨大になっています。これにより利用者の要求も多様化・高度化しており、これらのニーズに応える資料を迅速に収集・提供することが求められています。同時に、図書館には、時代に左右されない普遍的な本や絵の魅力、活字の魅力を伝えていくという役割もあります。
- 録音資料や聴覚障がい者向け視聴覚資料、展示絵本や大活字本など、障がいのある方々や高齢の方などに配慮した資料を収集していますが、これらを利用してもらうための広報や各団体との連携が不十分な状況にあります。
- あらゆる世代を対象にした、新たな情報や知識にふれられる講座や講演会などを実施しています。今後も図書館未利用者や、多くの市民に図書館に足を運んでもらうためのきっかけづくりとなる行事を開催し、その後の継続した利用につながる読書啓発活動を行う必要があります。

(2) これからの施策の方向性

- 利用者の多様化・高度化する資料要求に応えられるよう職員のスキルアップを図ります。
- 利用者の利便性の向上を考えた図書館運営を行います。
- 誰もが読書に親しむ機会を得られるよう、学校、家庭、地域等と連携しながら図書館サービスを展開し、親子読書や家読の啓発・推進はもとより、高齢者や障がい者等への読書環境の整備を推進します。
- 市内各図書館（室）、移動図書館、巡回文庫による貸出サービスを充実させ、地域や環境等による利用の不便をなくします。
- 障がいのある方々や、高齢の方などに配慮した資料を収集し、これらを利用してもらうための広報活動を充実させ、共生社会を意識した図書館づくりに努めます。
- 市民にとって「心地よい居場所としての図書館」となれるよう快適な環境づくりに努めます。

(3) 主な取組

- 市民の学習欲や知識欲に対応した資料の収集・提供
- 新たな情報や知識にふれる講座や講演会の開催、子どもたちの学習支援のための講座の継続的实施
- 高齢者や障がい者等へのサービスの充実と関係団体との連携
- 子どもの読書活動を推進するための学校との連携
- 市民の利便性の向上に向けた各図書館、図書室との連携、移動図書館や巡回文庫による貸出サービスの充実

【具体的施策・事業等】

- 図書館ふれあい講座、図書館講演会、図書館フェスティバルの充実
- 複合新庁舎図書館機能を活かした図書館サービスの充実
- 地区公民館図書室の充実、連携
- 移動図書館車サービスポイントの拡充
- 録音図書や点字絵本、布絵本、大活字本等の収集と市報や図書館だより等による広報

3 健康な体と心をはぐくむ市民スポーツの推進を目指して

(1) 現状と課題

- 平成23年に「スポーツ基本法」が制定され、その基本理念に「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利である」と明記されています。
- 市民一人一人が健康で生きがいのあるライフスタイルを確立するために、いつでも、どこでも、だれでも参加できるスポーツ環境を整備しています。
- スポーツを楽しめる場を提供するために設立された総合型地域スポーツクラブは、市民の興味・関心、体力・技術レベルに応じた活動を進められる環境が整っています。
- スポーツ少年団への加入数や競技スポーツ人口は減少してきており、競技人口の拡大やスポーツをする機会の提供の拡充を図ることが必要です。
- スポーツ協会やレクリエーション協会、スポーツ推進委員等と連携を図りながら、市民がスポーツに親しむ機会を提供することが必要です。
- 市民が安全・安心に体育施設を利用するために、体育施設を計画的に修繕・改修し、施設や環境の充実を図ることが必要です。

(2) これからの施策の方向性

- 市民がスポーツ活動への参加を通じ、健康的で豊かな生活を送れるよう、スポーツ活動団体への支援や地域スポーツ推進体制の強化を図るとともに、指導者の養成と活躍の場の提供に努めます。
- 子どもの体力向上をねらいとする学校体育の充実を図るとともに、スポーツ少年団等との連携を強化し、基礎体力や競技力の向上に努めます。
- 競技力の向上を図るために、研修会・講習会の実施や大規模な競技スポーツ大会の誘致、郷土出身スポーツ選手等によるスポーツ教室等の開催に努めます。
- 体育館や弓道場等、市民のニーズに対応したスポーツ施設の整備に努めます。

(3) 主な取組

- スポーツ団体やスポーツ推進委員等が連携を図り、子どもから高齢者まで年齢や性別を問わず、誰もが取り組みやすいニュースポーツ等を普及させ、市民がスポーツに親しむ機会を提供します。
- 子どもの体力や競技力の向上を図るために、学校と連携を図りながら選手の育成に努めます。
- 専門的技術を有した指導者の育成や人材の発掘を行い、競技人口の拡大や競技力の向上を図ります。
- 市民のニーズに対応したスポーツ施設や環境の整備を促進します。

【具体的施策・事業等】

- 生涯スポーツの推進
 - ・地域スポーツの活性化や生涯スポーツ市民講座の充実
 - ・高齢者や障がい者のニュースポーツの普及充実
- 競技スポーツの推進
 - ・連携協定によるスポーツ教室等の開催や学校体育と連携による体力向上
 - ・各種スポーツ大会の開催
- スポーツ環境整備の推進
 - ・スポーツ施設の計画的な修繕や改修
 - ・新たなスポーツ施設や環境の整備

4 文化芸術活動の促進を目指して

(1) 現状と課題

- 住む人が文化の薫り高い、そして、誇りと愛着をもてるような個性豊かな地域づくりが求められています。
- 市文化芸術祭は、多様な芸術文化活動の成果発表の場として、また、市民が高い芸術性に触れる場としての基盤づくりを進めています。3支部で構成されている文化協会は、支部が主体となってそれぞれの地区文化祭を開催しています。
- 地域社会の美術に対する関心を高め、併せて地域文化の発展に資する目的で、始良10号美術展を実施しています。
- 音楽を愛する心情を培い、心豊かな青少年の育成を目的に、市立少年少女合唱団は活動をしています。
- 小・中学生を対象に豊かな情操の涵養に資するため、演奏会や演劇等の優れた芸術鑑賞機会を提供しています。

(2) これからの施策の方向性

- 文化の薫り高いまちづくりに向けて、文化情報の受発信機能を充実させ、その活用を図りながら、誇りのもてる個性的かつ特色ある市民文化の創造をめざします。
- 芸術文化活動に対して意欲的な向学心をもつ市民を支援するため、「みて・きいて・ふれる」を原点にして、多種多様な芸術文化の鑑賞・発表・体験機会の拡充に向けた環境づくりに努めます。

(3) 主な取組

- 市民に、高い芸術文化にふれ親しむ機会を提供するために、市文化芸術祭の開催充実を努めます。
- 文化協会との協同により、芸術文化愛好者の育成を図りながら、芸術性の高い人材へと成長を遂げられるような支援体制を構築します。
- 始良10号美術展の内容の充実と発展に努めます。

【具体的施策・事業等】

- 市文化芸術祭の内容の充実
- 文化協会の育成
- 始良10号美術展の実施
- 市立少年少女合唱団の活動
- 青少年芸術鑑賞事業の実施

5 郷土の伝統と歴史を活かした文化の醸成を目指して

(1) 現状と課題

- 本市には、指定文化財 191 件、登録文化財 13 件の総計 204 件があり、この数は県内最多のもので「文化財の宝庫」とも言えます。これらの文化遺産を後世に保存・伝承するとともに、活用していく必要があります。
- 指定文化財については、所有者及び管理者に対して適切な指導・助言をしながら保存と活用に努め、可能な限り市民へ公開できる環境整備を図っています。
- 地中に眠る埋蔵文化財（遺跡）を保護するために、各種開発事業に伴う事前協議や発掘調査を適切に実施する必要があります。
- 歴史資料の保管・展示施設として、歴史民俗資料館と加治木郷土館を管理運営していますが、市民からはより高いサービスの提供が求められています。

(2) これからの施策の方向性

- 県下有数の文化財を誇る市として、積極的に文化財の保存と活用を推進し、歴史を生かした多彩な文化の醸成を進めます。
- 歴史資料の保管・展示施設を拠点として、郷土の歴史や文化を市民により広く理解してもらえよう、特別展の開催や特色ある展示に努めます。

(3) 主な取組

- 「県文化財保存活用大綱」に基づき、本市における文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランである地域計画の作成・推進に努めます。
- 市内にある文化財については、種別ごとの全域調査を計画的に実施し、調査報告書を公開します。また、歴史的価値の高い文化財については指定するとともに、地域の歴史を語る文化財として研究解明に努めながら、保存のための適切な措置を講じます。
- 文化財の修復や史跡の整備事業については、保存活用計画を策定し、計画的に取り組めます。
- 歴史資料の保管・展示施設では、特別展やテーマ展示を行うことで、市民が郷土の歴史にふれる機会を提供します。また、各種講座を開催し、歴史・文化について学ぶことができる生涯学習の場として活用します。
- 埋蔵文化財の保護に努めるとともに、現地説明会や特別展などを通じて、考古学的成果を市民にわかりやすく公開します。
- 無形民俗文化財については、記録保存を図りながら、郷土芸能保存会を支援して後継者育成に努めます。
- 市内に残る古文書群の解読に努め、その成果を一般公開します。

【具体的施策・事業等】

- 指定文化財の保存管理及び公開
- 文化財の修復事業及び史跡の整備事業の実施
- 蒲生のクス保護増殖事業の実施
- 歴史資料の保管・展示施設における特別展やテーマ展示の開催
- 埋蔵文化財の発掘調査及び出土品の整理作業と調査成果の一般公開
- 無形民俗文化財の保存伝承及び披露公開の推進
- 博物館機能を兼ね備えた総合的な歴史資料施設の調査研究

4章-V 計画期間の取組構造図

基本方針	重点施策・目標	R4	R5	R6	R7	R8
① 生涯学習の充実 ～いつでも・どこでも・ だれでも・何度でも～	◇成人学級の開設 ◇家庭教育学級の推進 ◇生涯学習講座の開設	→□	→□	→□	→□	→□
② 図書館サービスの充実 ～出会いを広げる、生きがい を高める、希望の未来をふ くらませる～	◇複合新庁舎図書館機能を活かした図書館サービスの充実 ◇利便性を考えた図書館サービスの展開 ◇読書環境の整備 ◇共生社会を意識した図書館づくり	→○	→○	→◎	→○	→◎
③ 健康な体と心をはぐくむ 市民スポーツの推進 ～心身の健康づくりを 今すぐに～	◇市民スポーツ活動の促進 ◇競技力向上の推進 ◇第二期スポーツ推進計画の策定	→□	→□	→□	→□	→□
④ 文化芸術活動の促進 ～みて・きいて・ ふれる～	◇市文化芸術祭の充実開催 ◇始良10号美術展の充実開催 ◇芸術文化団体の育成 ◇少年少女合唱団の活動	→□	→□	→□	→□	→□
⑤ 郷土の伝統と歴史を活かした 文化の醸成 ～守るべきもの、 伝えるべきもの～	◇指定文化財の保存管理と活用 ◇無形民俗文化財の保存と伝承 ◇埋蔵文化財発掘調査の実施と出土品の保存活用 ◇常設展・特別展の充実開催	→□	→□	→□	→□	→□

◎大目標：重点目標を達成する年度
○小目標：重点目標に至る段階的な年度
□継続：充実、改善を図りながら取り組む年度